

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

平成29年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 国民健康保険の被保険者の資格情報の管理 2 国民健康保険の被保険者の給付情報の管理
③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・国保総合システム(次期国保総合システム含む。) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の30の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長	市民課長 田之上 和美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

